

2016年市議会6月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第8号](#) 次期介護保険制度改正における福祉用具の貸与、住宅改修の見直しに関する意見書
- [意見書（案）第9号](#) 骨髄移植及び末梢血幹細胞移植のドナーに対する支援の充実に関する意見書
- [意見書（案）第10号](#) 食品ロス削減に向けての取り組みの推進を求める意見書
- [意見書（案）第11号](#) 介護保険制度における軽度者外しを行わないことを求める意見書
- [意見書（案）第12号](#) 沖縄県での米軍関係者による犯罪行為に関する意見書
- [意見書（案）第13号](#) 高すぎる学費の値下げと奨学金制度の抜本的な改革を求める意見書
- [意見書（案）第14号](#) 老朽化している高浜原発1号機、2号機の再稼働を認めないことを求める意見書
- [意見書（案）第15号](#) 精神障害者に対する交通運賃割引の制度化を求める意見書
- [意見書（案）第16号](#) 沖縄米軍関係者による事件に対する実効性ある再発防止策を求める意見書

次期介護保険制度改正における福祉用具の貸与、住宅改修の見直しに関する意見書（案）

【公明提案】

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。

しかしながら、見直しに当たっては現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスが高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしていることに留意が必要である。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒による骨折予防や自立した生活の継続を実現し、介護度の重度化を防ぐとともに、その進行を遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

仮にこのような軽度者に対する福祉用具や同様の役割を果たしている住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねないだけでなく、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され介護度の重度化が進み、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがある。

以上の理由から、国及び政府においては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに際し、高齢者の自立を支援し、介護度の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支えるという観点から検討を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植のドナーに対する支援の充実に関する意見書（案）

【公明提案】

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植（以下「骨髄移植等」という。）は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法であり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている骨髄バンク事業は、広く一般の方々に善意による骨髄移植等と呼びかけるため、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、実施されている。

しかしながら、骨髄バンク事業においては、平成 28 年 2 月現在のドナー登録者数は 45 万人を超え、患者との HLA 適合率は 9 割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは 6 割未満にとどまっている。これには、ドナーの健康上の問題をはじめとしたさまざまな要因があるが、骨髄移植等に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かは、ドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることもその要因になっている。

また、骨髄バンク事業では、骨髄移植等に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等のドナー側の費用負担はなく、万一骨髄移植等に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関してさまざまな取り組みが行われている反面、ドナーが検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は行われておらず、このこともドナーが骨髄移植等をためらう要因になりかねない。

骨髄移植等をこれまで以上に拡大・推進していくためには、早急にこれらの問題を解消し、より多くのドナーが安心して骨髄移植等を行えるような仕組みを構築することが求められる。

よって、国及び政府においては、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

記

1. 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取り組みを促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。
2. ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

食品ロス削減に向けての取り組みの推進を求める意見書（案）

【公明提案】

食料は世界中の人々にとって大切な限りある資源である。しかし、世界では全人類が生きていくために十分な量の食料が生産されているにもかかわらず、その3分の1は食べられることなく捨てられている。中でも、もったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスである。農林水産省によると、日本では年間 2,797 万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの 632 万トンが食品ロスと推計されている。

食品ロスの半分は事業者の流通・販売の過程の中で起き、残り半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生している。したがって、食品ロスを削減するためには、事業者による取り組みとともに、国民に対する意識啓発も不可欠である。

よって、国及び政府においては、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について早急実現するよう強く求める。

記

1. 食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部を設置し、担当大臣を明確化すること。
2. 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。
3. 飲食店での食品ロス削減に向けて、食べきれない分量のメニューや量より質を重視したメニューの充実を推進するとともに、飲食店で残さず食べる運動などの好事例を全国的に展開すること。
4. 家庭における食品在庫の適切な管理や、食材の有効活用などの普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に展開すること。
5. フードバンクや子ども食堂などの取り組みを全国的に拡大し、未利用食品を必要としている人に届ける仕組みを確立すること。さらに、災害時のフードバンク等の活用を進めるため、被災地とのマッチングなど必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

介護保険制度における軽度者外しを行わないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

2014年に安倍政権と与党が成立を強行した「医療・介護綜合法」により要支援の訪問介護・デイサービスが介護保険の対象から外され、市区町村の事業に移されることとなった。2017年度から全自治体で実施されることになっているが、各地で、受け皿不足が浮き彫りになるなど利用者・家族の不安が高まっている。また、特別養護老人ホームの入所条件も要介護3以上となるなど厳格化され、要介護2以下の人たちの行き場探し、ますます困難になっている。

それに追い打ちをかけるように社会保障制度審議会の介護保険部会で、介護保険制度見直しの議論が行われており、社会保障費抑制のため、200万人以上に上る要介護1・2の高齢者に対するサービス切り捨てがあげられている。要介護1・2の高齢者の通所介護を地域支援事業にまわし、訪問介護の生活援助を介護保険の対象から外し自己負担にするほか、高齢者自身の自立意欲を高め介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている現行の介護保険制度による福祉用具貸与及び住宅改修の利用を自己負担にすること、さらには65歳から74歳の介護サービスの利用料負担を2割にするなどである。

これまで高い保険料を払い続けたうえに、介護サービスが必要と介護認定されても、それに見合ったサービスが受けられないということになれば、これほど矛盾した話はない。

このような制度改悪が実施されれば利用者の重症化が進み、保険給付の抑制という目的に反して、介護保険財政を圧迫することにもつながりかねないだけでなく、老後の安心・安全を願う高齢者と家族の願いに逆行するものであり、制度の根幹を掘り崩す介護保険改悪は絶対に許されるものではない。

よって、国及び政府においては、介護保険制度の軽度者外しを行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

沖縄県での米軍関係者による犯罪行為に関する意見書（案）

【共産党提案】

沖縄県でまた米軍基地あるがゆえの悲劇が起きた。うるま市の20歳の女性が行方不明になり、米空軍嘉手納基地（嘉手納町など）の軍属の元米海兵隊員が殺人容疑で逮捕された事件である。

沖縄県では、戦後71年、日本復帰からでも44年もの間、米軍基地あるがゆえの事件・事故が絶えず繰り返され、県民は、米軍関係者（軍人、軍属、家族）による凶行の犠牲者になる危険と隣り合わせの生活を余儀なくされてきた。

沖縄県の資料によれば、1972年の復帰から2015年末までの米軍関係者による犯罪の検挙件数は5,896件に上る。このうち殺人、性的暴行、強盗、放火といったいわゆる凶悪犯は574件と1割近くを占めている。この背景には、国土面積のわずか0.6%の沖縄に、在日米軍専用基地面積の約75%が集中している異常な事態があることは間違いない。

また、今回の事件を受けて在沖縄米軍が哀悼期間（5月27日から30日間）に入っているにもかかわらず、6月4日には米海軍兵士が飲酒運転で交通事故を起こし、県民に重傷を負わせ逮捕されるという事件も起きている。在沖縄米軍は、米兵に加え軍属らを対象に深夜の外出制限、基地外での飲酒禁止などの綱紀粛正策を行っているが、過去幾度となく行われてきたものとほとんど変わりなく、さらには海兵隊が沖縄着任の兵士に県民蔑視の研修をしていたことまで明らかとなっており、事件の再発防止とはほど遠いのが実態である。

政府は沖縄の基地負担軽減と繰り返し述べているが、沖縄の基地の過重負担の実態は何も変わっていない。県民の命と暮らしを危険にさらし、深い悲しみと苦しみを強いる事態をこれ以上放置することは絶対にあってはならない。

沖縄県民の激しい憤りと深い悲しみを反映して、沖縄県議会をはじめ県内の市町村議会の9割に上る39自治体で、今回の事件に対する抗議決議がなされているのは当然のことである。

我々は、沖縄県に米軍基地の大半を押しつけ長きにわたり放置してきた重い反省に立って、自治体住民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するものである。

よって、国及び政府においては、沖縄県民の怒りに応え、下記の事項を速やかに履行することを強く求めるものである。

記

1. 日米両政府は、遺族及び沖縄県民に対してあらためて謝罪し、完全な補償を行うこと。
2. 日米首脳において、沖縄の基地問題、米軍関係者の犯罪を根絶するための対応策を協議し、公表すること。
3. 普天間飛行場を閉鎖・撤去するとともに、沖縄県内移設を断念すること。
4. 在沖縄米海兵隊の撤退及び米軍基地の大幅な整理・縮小を図ること。
5. 米軍人等の特権的に扱う身柄引き渡し条項を含む日米地位協定の抜本改正を行うこと。

6. 米軍関係者による凶悪事件発生時には、訓練と民間地域への立ち入り及び米軍車両の進入について一定期間禁止する措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高すぎる学費の値下げと奨学金制度の抜本的な改革を求める意見書（案）

【共産党提案】

奨学金の返済に苦しむ若者が急増し、社会問題となっている。今や学生の 2.6 人に一人が奨学金を借りている状況である。しかもその 7 割が有利子であり、最も高い利子率で 3%、月額 12 万円の利子付き奨学金を 4 年間借りた場合、返済総額は利子も含めて 775 万円にも上るのである。

日本は、世界的にみても学費が高額であるにもかかわらず、給費制奨学金制度もないという特異な国である。そのために、学生が奨学金という名の借金を負わされ、その額は卒業時に平均でも 300 万円にも上る。大学院に進学すれば 1,000 万円もの借金を背負ってしまうというケースもでてくる。遊ぶためでも、高額の買い物をするためでもない。大学で学ぶために人生の門出を大きな借金を背負ってスタートしなければならないというのは、極めて異常なことである。

このような状況は、憲法が保障する教育の機会均等が侵されており、貧困の連鎖を断ち切るどころか、高い学費と奨学金という借金が新たな貧困を生み出すという事態に陥っているのである。このような異常な事態を是正することは、日本社会の現在と将来にとって急務である。

よって、国及び政府においては、以下のとおり高すぎる学費の引き下げと奨学金制度の抜本的な改革を行うことを強く求めるものである。

記

1. 国立大学、公立大学及び私立大学いずれも、10 年間で学費（授業料）を半減すること。国立大学では、国の運営費交付金を毎年 160 億円程度（2016 年度運営費交付金 1 兆 945 億円の 1.5% 程度）ずつ増やす。私立大学については、国の私学助成の中に、学費値下げ緊急助成枠を創設する。公立大学については、授業料引き下げのため毎年 40 億円程度国から補助する制度を創設すること。
2. 「学生ローン」ではなく、給費制奨学金制度に転換すること。月額 3 万円（年間 36 万円）の給費奨学金を 70 万人（現行の奨学金受給者 140 万人の半分、学生総数の 4 人に 1 人）の学生に支給する制度を創設し、支給対象者の規模を拡大していくこと。
3. すべての奨学金を無利子化すること。
4. 既卒者の奨学金返済の減免制度を創設し、生活の困窮により返済が困難になった者に対する救済措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

老朽化している高浜原発 1 号機、2 号機の再稼働を認めないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

2016 年 4 月 20 日、原子力規制委員会（規制委）は、運転開始から 40 年を超えている関西電力高浜原発 1 号機、2 号機について、新規制基準に適合しているとする審査書を正式に決定し、設置変更申請を許可した。

原子炉等規制法は、福島第一原発事故後に改定され、原発の運転期間を原則として 40 年とし（第 43 条の 3 の 32 第 1 項）、例外的に規制委が認めれば 1 回に限り 20 年まで延長できる（同条第 2 項、第 3 項）とのルールが盛り込まれた。

その趣旨は、長期間の運転によって発電用原子炉その他の設備が経年劣化するため、運転期間を限定し、もって原子炉施設の安全性を確保することにある。このことから、40 年超の老朽原発の運転延長審査は、特に厳格に行われなければならないことは、法の趣旨からして当然のことである。

ところが、今回の審査では、新規制基準においては安全機能を有する構築物等のケーブルについて、実証試験により難燃性が確認されたものを用いることを要求しているにもかかわらず、防火シートをケーブルに巻き付けることで難燃ケーブルと同等になるとの関西電力の主張を受け入れ、実証試験を先送りにしたまま、新規制基準に適合するとの決定が行われた。また、耐震性に関する審査でも、関西電力は、従来手法では許容値を超えてしまうことから、従来と異なる手法で評価を実施していたが、規制委は、後に試験を実施して手法の妥当性を確認するとして新規制基準への適合を認めた。

このように規制委が運転開始から 40 年を超え、経年劣化した原発に対し実証試験等の先送りを認め、新規制基準に適合すると決定したことは、審査を厳格に行ったものとは到底言えず、福島第一原発事故を受けて導入された原発の運転期間を 40 年とする原則をも骨抜きにするものにほかならない。

また、高浜原発 1 号機、2 号機は、経年劣化した原発であることに加えて、耐震設計指針が出された 1978 年より前に設計された原発であり、その耐震性には、そもそも大きな疑問がある。

2016 年 4 月 14 日にはマグニチュード 6.5（最大震度 7）、16 日にはマグニチュード 7.3（最大震度 7）の大規模な地震が熊本で起こり、気象庁は、この地震について「大きな地震が 2 回起こり、震源が広域に広がる過去に例がない形で今後の予測は難しい」と述べるなど、地震についても現在の科学では十分な予測ができないことが改めて明らかになった。

安全神話を過信した結果、福島第一原発事故のような未曾有の被害を経験した我が国は、その教訓を忘れることは許されない。

よって、国及び政府においては、運転開始から 40 年を超える老朽原発である高浜原発 1 号機、2 号機について、再稼働を認めないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

精神障害者に対する交通運賃割引の制度化を求める意見書（案）

【共産党提案】

障害者の移動の自由を保障する上で、公共交通機関が果たす役割は重要である。

しかし、交通機関における運賃割引制度は身体障害者と知的障害者のみに導入されており、障害者基本法において精神障害者、身体障害者及び知的障害者の位置付けは同じとし、国の障害者施策においては精神、身体及び知的の3障害一元化が基本的な方向になっているにもかかわらず、精神障害者の運賃割引の対応については事業者の自主的な取り組みに委ねられている。

精神障害者の多くは、家族と生活しているが、家族が高齢になれば経済的な支援を得ることは難しく、また、精神障害者自身が就労できている場合でも、就労支援施設などでの軽作業への従事に制限され、十分な収入を確保できないことが多い。

精神障害者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会連合会が実施した精神障害者に対するアンケート調査結果（回答者約 4,800 人）によると、精神障害者の1カ月の平均収入は約6万円、無年金者は約20%に上った。そして、交通費の負担が大変なため、「作業所に行くのをやめた」、「どこにも出かけないようにしている」、「外出は自転車で行ける範囲」という深刻な実態が明らかになった。

また、近年、障害者関係の法制は集中的に整備され、とりわけ2014年1月に政府が批准した国際法である障害者の権利に関する条約はその第20条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第4条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置をとること」、「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」とうたっている。

精神障害者の自立を推進し、社会参加の機会をより拡充するためにも上記の障害者の権利に関する条約の理念や趣旨に沿って移動に係る負担を軽減すべきである。

よって、国及び政府においては、精神障害者にも身体障害者及び知的障害者と同等の交通運賃割引を速やかに制度化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

沖縄米軍関係者による事件に対する実効性ある再発防止策を求める意見書（案）

【湖誠、公明提案】

沖縄県で女性が殺害され、元海兵隊員の米軍属が逮捕された事件に対し、現地を中心に衝撃と怒りが広がっている。

海兵隊員による凶悪事件、事故が圧倒的に多いという県民感情の高まりは「怒りがたぎる思い」との抗議の声にあらわれ、事件のたびに繰り返される「綱紀粛正、再発防止、教育の再徹底」との言葉が空々しく聞こえる」と憤るとともに、「いつまで沖縄は我慢を強いられなければいけないのかというのが県民の率直な思いだ」と訴えている。

今回の事件を受けて岸田外務大臣は、5月24日の参議院外交防衛委員会において「目に見える改善を一つひとつ積み上げ日米地位協定のあるべき姿を追求していく」と述べ、また中谷防衛大臣は衆議院安全保障委員会で、米側と再発防止策を協議するよう沖縄防衛局に指示したうえで、「早急に対策をまとめて実行したい」と述べている。さらに安倍首相は5月25日の日米首脳会談で、沖縄での事件に断固抗議すると訴え、実効的な再発防止策を求めたのに対し、オバマ大統領は会談後の記者会見で、再発防止のため「できることは全てやる」と述べている。

こうした日米両政府の再発防止に向けた取り組みは、早急に具体化されなければならない。

よって、国及び政府においては、在沖米軍基地の使用実態や運用実態を調査し、基地や日米地位協定のあり方を検討するなど実効性ある再発防止策を具体化するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。